

茨城県立医療大学附属病院 褥瘡対策・栄養サポート委員会 要綱

平成21年 4月 1日

改正 平成22年 4月 1日

改正 平成23年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は茨城県立医療大学附属病院委員会設置規程に基づき、附属病院褥瘡対策・栄養サポート委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 診療部 2名（褥瘡対策担当1名，栄養サポート担当1名）
- (2) 看護部 4名（各病棟看護師1名ずつ）
- (3) 医療技術部 4名（栄養科長，管理栄養士，薬剤師，臨床検査技師）
- (4) リハビリテーション部 3名（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士）
- (5) 病院管理課 1名
- (6) 病院長が指名する者（若干名）

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 付置会議として、褥瘡対策チーム会議を設置する。

(協議事項)

第3条 委員会における活動内容は次のとおりとする。

- (1) 褥瘡の予防及び対策に関する協議
- (2) 栄養評価及び低栄養リスク患者の抽出による主治医への提言
- (3) 病棟への定期回診
- (4) 委員会活動の評価
- (5) 勉強会の実施

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には病院長が指名する委員長を置く。

2 委員会には委員のうち互選された副委員長を置き、委員長に事故あるときはその職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、議長にあたる。

(会議の成立)

第6条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(構成員以外の出席)

第7条 委員長は必要と認めるときは委員以外の職員を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第 8 条 議事録は事務局が作成し、議長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

(公開)

第 9 条 委員会での審議結果については各部署へ周知徹底をはかる。ただし、審議内容によってはこの限りでない。

(事務)

第 10 条 委員会に関する事務は、病院管理課で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。